

公売財産明細書

売却区分 番号	1	見積価額	5,000,000円
		公売保証金	500,000円

財産の表示

(土地)

- 1 所在地 都留市四日市場小倉
地番 143番3
地目 田
地積 201.00㎡

(土地)

- 2 所在地 都留市四日市場小倉
地番 143番4
地目 田
地積 11.00㎡

以上 登記簿による表示

財産の状況

- 1 主要な公法上の規制等は、次のとおりである。
 - ・非線引都市計画区域 第1種居住地域（指定建ぺい率60%、指定容積率200%）
 - ・「農業振興地域の整備に関する法律」による農用地区域外
 - ・埋蔵文化財包蔵地 近接地 小倉遺跡
 - ・供給処理施設 上水道：国道に100mmの铸铁管あり 下水道：なし 都市ガス：なし
- 2 公売対象物件1は市内業者（田村リサイクル）が、令和10年4月30日まで滞納者と賃借契約を結び使用中である。公売対象物件2についても賃借契約に記載はないものの同業者が使用中である。
- 3 公売対象物件は、南西側に国道と約12m接面しており、車両出入口以外は現使用者である業者が設置した塀で囲まれている。
- 4 現況地目は田となっているが、業者の事務所（プレハブ）、重機、資材等が置かれており、田としての利用は困難である。
- 5 田村リサイクルは公売対象となる土地と隣接する土地も使用しているが、公売となるのは四日市場143-3、143-4のみである。
- 6 対象物件は、農地法による「農地」に該当するため、入札の際に「買受適格証明書」の提出が必要である。買受適格証明書については、都留市農業委員会に申請すること。
なお、権利移転及び危険負担の移転時期は、買受代金の全額を納付後、権限を有する行政庁による許可があった時とする。
- 7 地役権設定による建築や利用の制限あり。
- 8 境界については、隣地土地所有者と協議が必要である。
- 9 執行機関は、公売財産の引渡しの義務を負わない。
- 10 対象物件上に存する動産類は公売対象外である。
- 11 消費税及び地方消費税については、非課税財産である。
- 12 公共交通機関について
[最寄駅] 富士急行線「赤坂駅」 南東約300m

< その他 >

- ・当該物件については、関係公簿等を閲覧するほか、現地調査などを十分行ったうえで、公売に参加してください。執行機関（都留市）の記載した事前情報と現況が異なる場合は、現況を優先します。
- ・都留市暴力団排除条例により、公売財産を暴力団事務所の用に供することはできません。
- ・都留市は引渡しの義務を負いません。
- ・都留市は公売財産について、瑕疵（かし）担保責任を負いません。
- ・公売財産内の動産の撤去、占有者等に対しての明け渡し請求、前所有者からの鍵の引渡などはすべて買受人が行うこととなります。
- ・権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時です。ただし、農地等は農業委員会等の許可又は届出の受理があった時です。
- ・所有権移転登記は、買受代金の納付後、買受人の請求により都留市が行います。登録免許税など、所有権移転登記に係る費用は買受人の負担となります。